

諸外国における食品の期限表示制度及び  
普及啓発に関する調査業務  
報告書（概要版）

令和5年12月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世界が進むチカラになる。



# 目次

1. 調査概要	2
2. アメリカの期限表示制度及び普及啓発の実態	3
3. EUの期限表示制度及び普及啓発の実態	4
4. イギリスの期限表示制度及び普及啓発の実態	5
5. フランスの期限表示制度及び普及啓発の実態	6
6. 韓国の期限表示制度及び普及啓発の実態	7
7. 諸外国の法制度のまとめ	8

- 本報告書では各国の法律や制度を日本語で整理していますが、いずれも仮訳である点にご留意いただき、必要に応じて原文をご確認いただくようお願い致します。
- 法律や法制度は随時改正がされていることから、出典情報を参照いただき、最新版をご確認いただくようお願い致します。

# 1. 調査概要

## ■ 調査背景・目的

- 我が国では、食品ロスが年間522万トン（2020年度推計値）発生している中、食品の期限表示についての正しい理解が消費者に浸透しきれていないことが食品ロスの発生要因の一つになっていると言われている。  
このような中、消費者庁では令和2年に「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」を実施し、賞味期限の愛称として「おいしいめやす」を決定し、ポスター等を活用した普及啓発に取り組んでいる。
- 諸外国においても食品ロス削減を目的とした期限表示制度の改正や期限表示について消費者向けの普及啓発に取り組んでいる中、今後の我が国における「期限表示制度」及び「期限表示についての消費者向け普及啓発」の参考とするため、本調査業務においては、諸外国における食品の期限表示制度及び普及啓発事例を調査する。

## ■ 調査手法

- 諸外国における食品の期限表示制度及び普及啓発事例について、文献等調査を実施した。
- 文献等調査によって生じた不明点等の確認及び文献等調査の補足を目的とし、ヒアリング調査を実施した。  
本調査では、以下5機関にヒアリングを実施した。

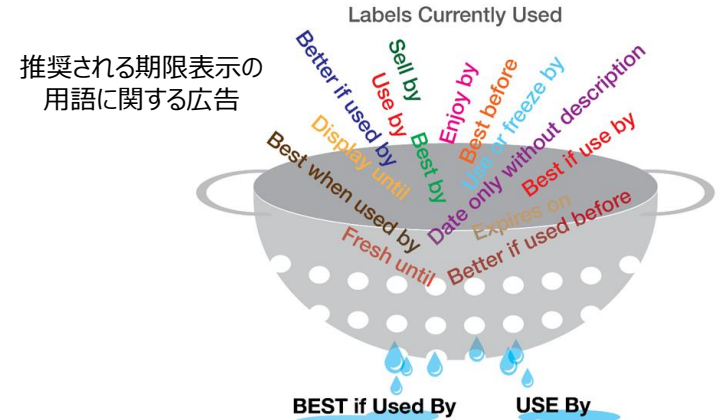
図表 ヒアリング先の機関

国	ヒアリング先	ご対応者
アメリカ	■ ハーバード大法科大学院 (Harvard Law School - Food Law and Policy Clinic)	■ Clinical Instructor ■ Clinical Fellow
アメリカ	■ Feeding America	■ Senior Manager of Food Safety
イギリス	■ Waste & Resources Action Programme (WRAP)	■ Senior Specialist - Food Waste
フランス	■ 経済・財務・産業・デジタル主権省 競争・消費・不正防止総局 (DGCCRF)	■ アグリフード製品及び市場部 次長 ■ 消費者情報及び食品の品質確保セクション 局長
	■ 農業・食料主権省 食品総局 (DGAL)	■ 食品安全準局 次長補 ■ 食品リスク管理室 微生物学的リスク担当 ■ 食料政策局 食品廃棄物及び食料不安・持続可能な食料対策担当

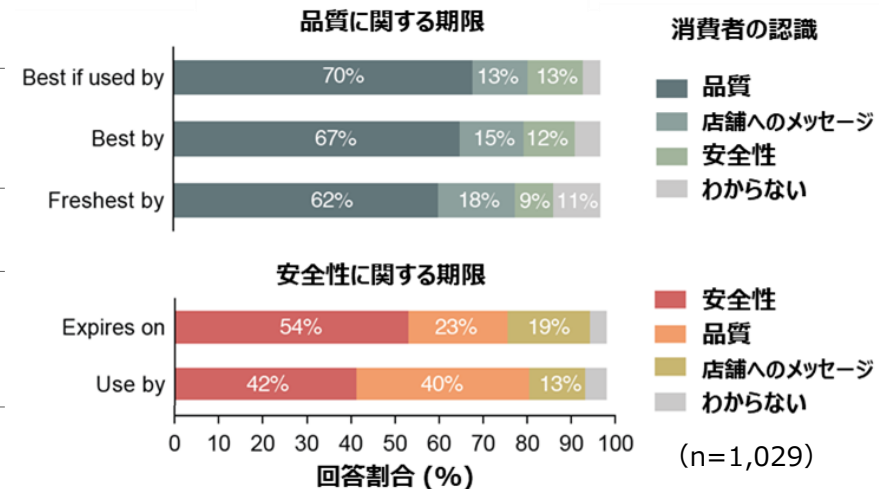
## 2. アメリカの期限表示制度及び普及啓発の実態

- アメリカでは、食品の期限表示に関する連邦法は存在せず（乳児用調製粉乳を除く）、州政府や地方自治体が独自に制度を導入しており、多様な期限表示が存在している。政府は期限設定の方法等の詳細を定めず、事業者に一任している現状である。現在、食品廃棄削減の観点からも、国内で統一的な期限表示制度を導入することを目指した法案が提出されている。

項目	概要
所管機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 米国農務省・食品安全検査局（USDA/FSIS）：食肉、家禽、卵製品への表示を所管</li> <li>■ 米国食品医薬品局（FDA）：その他全ての食品への表示を所管</li> </ul>
主な根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 乳児用調製粉乳を除き、連邦レベルでの表示制度は無い。</li> <li>■ 州政府や地方自治体が、独自に期限表示制度を導入。</li> <li>※49州では何らかの制度を導入しているが、品目は一部に限ったものが多い。</li> <li>※連邦レベルの期限表示制度の導入に向け、現在法案が提出されている。</li> </ul>
期限表示の定義と用法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ USDA/FSISは、いずれの期限表示も品質に関するものと理解するよう、消費者へ指導しており、「Best if Used By（商品の味や品質が最高の状態）」の使用を推奨している（2023年11月末現在）。</li> <li>■ 食品に関する業界団体は、自主的な運動で以下の使用を要請している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「Best if Used By」…品質を示す表示。</li> <li>- 「Use by」…品質が劣化しやすい、又は安全上の懸念が生じやすい傷みやすい食品を対象に、同日以降の廃棄を求める表示。</li> </ul> </li> </ul>
食品に期限を設定・表示する責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連邦レベル：定めはない。</li> <li>■ 州レベル／マサチューセッツ州の例：製造業者、加工業者、包装業者、再包装業者、小売業者、又はその他の者（≒製造・加工、包装する者）</li> </ul>
安全係数の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連邦・州政府は、期限表示を設定するための具体的な計算手法等を定めておらず、事業者の判断に任せている。</li> </ul>
期限の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連邦レベル：定めはない。</li> <li>■ 州レベル／マサチューセッツ州の例：原則として、年月日表示。</li> <li>※“傷みやすい食品”：日と月のみでも可</li> <li>※ 冷凍及び“長期保存可能食品”：年月のみでも可</li> </ul>
表示期限を過ぎた食品の取扱い（腐敗等が無い場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連邦レベル：「Best if Used By」を過ぎた食品の販売・寄附は可能。</li> <li>■ 州レベル：州単位で、推奨/禁止等の状況は異なる。</li> </ul>



(出所) Food Industry Association (FMI) HP



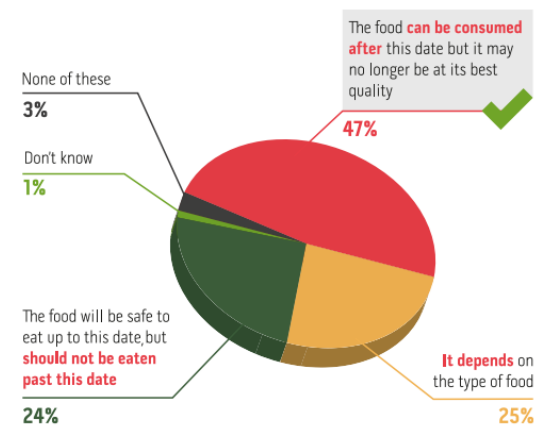
(出所) ハーバード大法科大学院（2016年5月）

### 3. EUの期限表示制度及び普及啓発の実態

- EUでは、「消費者への食品情報の提供に関する規則（FIC規則）」が食品の期限表示制度を規定。賞味期限または消費期限の設定が義務化されており、期限の種類は食品事業者が決定する（一部の食品を除く）。欧州委員会は「Farm to Fork Strategy」を受け、期限の誤った運用や誤解を防ぐため、FIC規則の改正に向けて検討中。

項目	概要
所管機関等	■ 欧州委員会 食の安全総局（DG-SANTE, Director-General for Health and Food Safety）
主な根拠法令	■ 消費者への食品情報の提供に関する規則（FIC規則） ／Regulation (EU) 1169/2011 on the Provisions of Food Information to Consumers
期限表示の定義と用法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賞味期限／The date of minimum durability その食品が適切に保管された場合、その食品特有の性質が保たれる期限を指す。「Best Before」「Best Before end」と表示される。</li> <li>■ 消費期限／The “use by” date 非常に腐敗しやすく、短期間のうちに人体の健康に危険を及ぼす可能性のある食品について、賞味期限の代わりに適用すべき期限を指す。消費期限を過ぎた食品は安全ではない（unsafe）とみなされる。 ※一部の食品を除いて、賞味期限もしくは消費期限のいずれかの設定が義務化されている。 賞味期限・消費期限のいずれを適用するかについて、法的に規定してはいない（食卓卵を除く）。 ※冷凍肉、冷凍未加工水産品等については、凍結日（date of freezing）の記載も義務とされる。</li> </ul>
食品に期限を設定・表示する責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該事業者名にて当該食品を市場に流通させる事業者／食品事業者（Food Business Operator）</li> <li>※EU guidelines on food donationによれば、製造事業者（food manufacturers）が期限を設定し、賞味期限の範囲内で、食品の品質や食品に表示された説明の正当性を保証するとされる。</li> </ul>
安全係数の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 規定なし</li> <li>※欧州食品安全機関（EFSA）はDG-SANTEの要請を受け、食品事業者（FBO）が食品の期限表示の種類を選択し、適切な保存可能期間を決定する考え方を示した（2020年、科学的意見書）。ただし、日本のような安全係数は示されておらず、現時点（2023年12月現在）で法的拘束力もない。</li> </ul>
期限の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日、月、及び可能であれば年を表示。</li> <li>ただし、賞味期限の場合、賞味期限の長さに応じて一部のみの記載で認められる。</li> <li>※3か月以下：日と月のみ、3か月を超えて18か月以下：月と年のみ、18か月超：年のみ</li> </ul>
表示期限を過ぎた食品の取扱い（腐敗等が無い場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賞味期限を過ぎた食品について、人間の消費に適しており、健康に害を及ぼさないものに限り、販売または寄附が認められる。</li> <li>■ 消費期限を過ぎた食品については安全ではないとみなされ、食品事業者は取扱うことが認められない。</li> </ul>

#### Europeans think that “best before” means:



「消費期限」と「賞味期限」の意味について正確な意味を回答できた消費者は、消費期限が40%、賞味期限が47%。

（出所）欧州委員会調査結果（2015年）  
 ※対象：欧州28か国の消費者  
 回答数：26,601  
 ※上図は「賞味期限」に関する回答結果

## 4. イギリスの期限表示制度及び普及啓発の実態

- イギリスでは2020年のEU離脱後も、各種規則を継承して国内に適用しており、FIC規則等が食品の期限表示制度を規定。賞味期限または消費期限の設定が義務化されているが、期限の種類は食品事業者が決定する。なお、政府としては食品廃棄物の削減を1つの目的とし、安全性の観点で必要な場合にのみ消費期限を採用することを推奨している。

項目	概要
所管機関等	■ 環境・食糧・農村地域省（DEFRA）、食品基準庁（FSA） ※各省庁の所管領域は地域によって異なる。
主な根拠法令	■ 「維持されたEU法」としてのFIC規則
期限表示の定義と用法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賞味期限（Best before date）：食品が最適な状態を保つことが合理的に期待できる期間を示す。食品の品質に関する期限。</li> <li>■ 消費期限（Use by date）：微生物学的観点から非常に腐敗しやすく、短期間のうちに人体の健康に危険を及ぼす可能性のある食品が安全に消費できる期間を示す。食品の安全性に関する期限。</li> </ul> ※個別の食品に対してどちらの期限を適用するかは、法的に規定されておらず、事業者に一任されている。ただし、食品廃棄物の削減を1つの目的とし、安全性の観点で必要な場合に限って「Use By date」を採用し、食品の安全に関する問題が無い場合は「Best Before date」を採用することを政府は推奨している。
食品に期限を設定・表示する責任者	■ 当該事業者名にて当該食品を市場に流通させる事業者（FIC規則）
安全係数の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 規定なし（政府から発出される文書にて、「安全係数」のような期限表示の具体的な方法論は定められておらず、具体的な期限の設定方法は事業者に一任されている。）</li> </ul> ※一部の事業者で、安全係数に相当するものを75%、85%と採用した事例の報告はある。
期限の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日、月、及び可能であれば年を表示。</li> </ul> ただし、賞味期限の場合、賞味期限の長さに応じて一部のみの記載で認められる。 ※3か月以下：日と月のみ、3か月を超えて18か月以下：月と年のみ、18か月超：年のみ
表示期限を過ぎた食品の取扱い（腐敗等が無い場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賞味期限を過ぎた食品について、人間の消費に適しており、健康に害を及ぼさないものに限り、販売または寄附が認められる。</li> <li>■ 消費期限を過ぎた食品について、市場に出すことは法律違反とされる。</li> </ul>

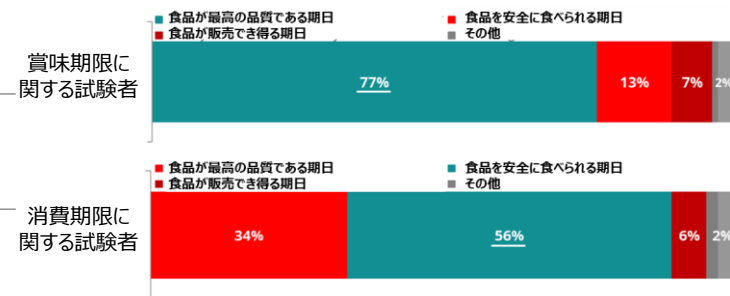


牛乳のパッケージに関する例



（出所） WRAP・FSA・DEFRA・Dairy UK  
「Milk guidance（2023年8月23日）」

Q. 消費期限が賞味期限かに応じて、あなたが期限表示を使用/従う方法が異なるかどうかについて、最もよく表しているものはどれか。



「消費期限」と「賞味期限」の意味について正確な意味を回答できた消費者は、賞味期限が77%、消費期限が56%（回答者はそれぞれ1,012名）  
 （出所） WRAP「CITIZEN INSIGHTS ON USE BY AND BEST BEFORE DATES ON DAIRY PRODUCTS（2023年1月）」

## 5. フランスの期限表示制度及び普及啓発の実態

- フランスの期限表示制度は、FIC規則に基づいており、消費法典／Code de la consommationにて補足的な事項が規定されている。FIC規則第9条1項(f)は食品に「賞味期限」又は「消費期限」のいずれかを表示することを義務付けており、この義務付けがフランスにも適用される。

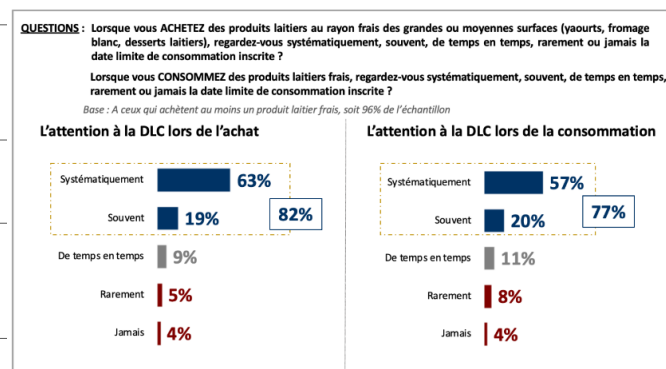
項目	概要
所管機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済・財務・産業・デジタル主権省の内局である競争・消費・不正防止総局（DGCCRF）</li> <li>■ その他、農業・食料主権省、エコロジー・転換庁（ADEME）等</li> </ul>
主な根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ FIC規則、消費法典</li> </ul>
期限表示の定義と用法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賞味期限（DDM）：その食品が適切に保管された場合、その食品特有の性質が保たれる期限。「最適な賞味のために」等の文言を併記可能なことが明文化されている。</li> <li>■ 消費期限（DLC）：微生物学的観点から非常に腐敗しやすく、短期間のうちに人体の健康に危険を及ぼす可能性のある食品にのみ適用。「〇〇までに消費」という文言に加えて、日付を表示する。</li> </ul> <p>※賞味期限と消費期限の定義はFIC規則に準ずる。個別食品にいずれの期限を適用すべきかについては、食品製造事業者等の当該食品に責任を持つ企業に委ねられており、政府から法律で規定していない。ただし、食品廃棄削減の目的から、品質面に関する情報を伝える場合は「賞味期限」を採用することを推奨。</p>
食品に期限を設定・表示する責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ その事業者名で当該食品を市場に流通させる食品事業者（FIC規則）</li> </ul>
安全係数の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全係数に該当する概念なし（ただし、事業者等がある程度余裕を持った期限設定を行うことは十分にあり得るとされる）</li> </ul>
期限の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日、月、及び可能であれば年を表示。</li> </ul> <p>ただし、賞味期限の場合、賞味期限の長さに応じて一部のみの記載で認められる。</p> <p>※3か月以下：日と月のみ、3か月を超えて18か月以下：月と年のみ、18か月超：年のみ</p>
表示期限を過ぎた食品の取扱い（腐敗等が無い場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賞味期限を過ぎた食品の販売または寄附は可能。ガロ法により一定の業種や規模の事業者は消費可能な商品を消費に適さない状態にすることを禁止。</li> <li>■ 消費期限を過ぎた食品について、販売・寄附等は法律違反とされる。</li> </ul>

DGCCRFによる賞味期限や消費期限の考え方等に関する普及啓発



（出所）経済・財務・産業・デジタル主権省HP

フランス乳製品工業会による消費者意識調査

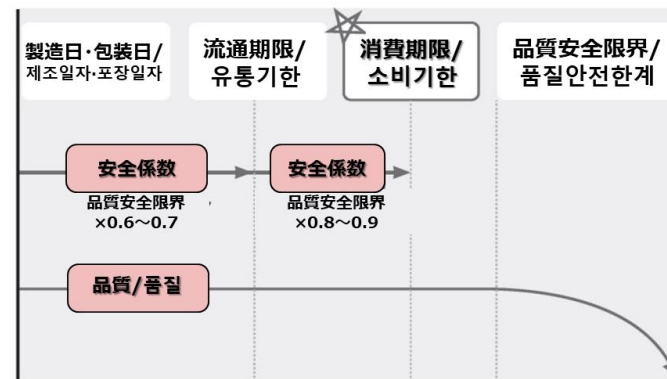


（出所）Syndifras

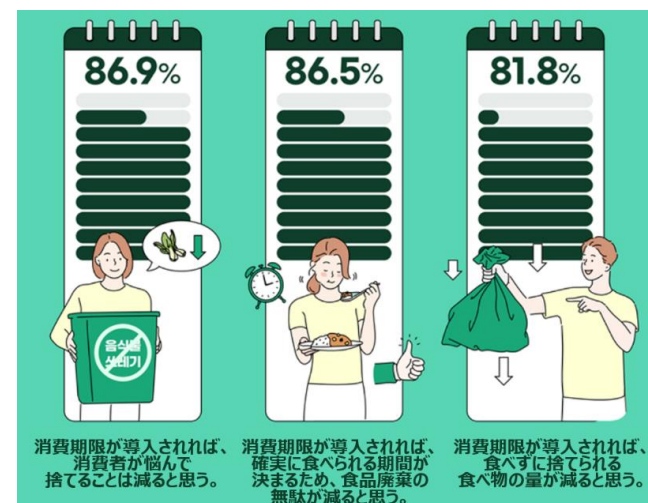
## 6. 韓国の期限表示制度及び普及啓発の実態

- 韓国では、消費段階における食品廃棄物の削減を目的に、「食品等の表示・広告に関する法律」を改正。2023年より「流通期限」に代わり、「消費期限」が導入された。制度改正に伴い、食品製造事業者等が消費期限の設定実験無しに期限設定ができるよう、「食品の種類別消費期限設定報告書」が作成されている。

項目	概要
所管機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食品医薬品安全処 (MFDS) 食品安全政策局 食品表示・広告政策課、食品基準課</li> </ul>
主な根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食品等の表示・広告に関する法律 ／식품 등의 표시·광고에 관한 법률</li> </ul>
期限表示の定義と用法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費期限：表示された方法で保存する場合、摂取しても安全性に問題がない期限。全加工食品の約90%が表示対象。 ※日本の消費期限とほぼ同義 ※改正前は「流通期限（製品の製造日以降、消費者に販売することが認められる期限）」が使われていた。 ※「品質保持期限（日本における賞味期限とほぼ同義）」も存在するが、消費期限の表示対象がほとんどである。</li> </ul>
食品に期限を設定・表示する責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食品製造・加工業者（食品衛生法施行令） ※食品事故の責任は、製造～消費段階での原因調査を行い、当該事故の原因提供者が責任を負う。</li> </ul>
安全係数の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本的な考え方 「消費期限」=「品質安全限界期間」×「安全係数※」 ※実際の流通条件を考慮し、流通時の製品の安全性と品質を確保することが可能な期間を想定する。（80～90%と例示）</li> </ul>
期限の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 年月日表示（日付まで明記が必要） ■ 製造日からの期間</li> </ul>
表示期限を過ぎた食品の取扱い（腐敗等が無い場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費期限を過ぎた食品について、 寄附・小売にて取扱うことは認められていない。</li> </ul>



(出所) 韓国食品産業協会 (2023年8月)



(出所) インプレイントレンドモニター社 (2022年12月)

# 7. 諸外国の法制度のまとめ (1/2)

図表 諸外国の期限表示に関する法制度の整理表 (1/2)

項目	アメリカ	EU	イギリス	フランス	韓国	日本
<b>期限表示制度の概要</b> <b>食品廃棄削減への工夫</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国レベルでの制度は無く、多様な期限表示が存在。</li> <li>・業界団体が統一的な表現の使用を事業者に要請。</li> <li>・消費者の混乱を解消し、食品廃棄物を削減するため、連邦法の制定を議論中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FIC規則にて、加盟国で統一的な基本ルールを整備。</li> <li>・食品寄附の推進に向け、賞味期限を過ぎた食品でも寄附が認められる旨を明示。</li> <li>・期限の誤用を防ぐため、FIC規則の改正を検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持されたEU法の一つとして、FIC規則を継承。</li> <li>・「賞味期限を過ぎた食品の寄附に関する合意書」や「賞味期限を過ぎて、許容可能な期間」を整備。</li> <li>・食品別のガイドを作成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FIC規則を遵守。</li> <li>・ガロ法にて、賞味期限を過ぎた食品の廃棄を禁止。</li> <li>・賞味期限を過ぎた後も消費可能な旨を、食品に明示できることを法律で規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄削減を目的の一つに掲げ、法制度を改正。「消費期限」へと統一が進む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄削減を目的に、賞味期限を廃棄の目安ではなく、「おいしいめやす」として捉えるよう啓発を実施。</li> </ul>
所管機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国税務省・食品安全検査局 (USDA/FSIS)</li> <li>・食品医薬品局 (FDA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州委員会 保健衛生・食の安全総局 (DG SANTE)</li> <li>・欧州食品安全機構</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・食糧・農村地域省 (DEFRA)</li> <li>・食品基準庁 (FSA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争・消費・不正防止総局 (DGCCRF)</li> <li>・国立消費研究所 (INC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品医薬品安全処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁</li> </ul>
期限表示の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦レベルの制度は無し。</li> <li>・州政府や地方自治体が、独自に制度を導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FIC規則 (Regulation(EU) 1169/2011)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FIC規則</li> <li>・食品期限表示に関するガイドランス (WRAP・FSA・DEFRA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FIC規則</li> <li>・消費法典</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品等の表示・広告に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示法</li> <li>・食品表示基準</li> <li>・食品期限表示の設定のためのガイドライン<sup>1</sup></li> </ul>
期限表示の定義と使い分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USDA/FSISは、いずれの期限表示も品質に関するものと理解するように、消費者へ現在指導している。</li> <li>・業界団体は自主的な運動で、「Best if Used By (品質)」「Use by (廃棄日)」の使用を要請中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Best Before : 適切な保管時に品質が維持される期限</li> <li>・Use by : 短期間で人の健康に危険を及ぼす食品に、賞味期限に代わって用いるべき期限。</li> <li>・欧州食品安全機構が使い分けの考え方を提案。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Best Before、Use By ※FIC規則に準ずる</li> <li>・使い分けの考え方をガイドランスで記載 (最終的な選択は事業者に一任)。</li> <li>・Use Byは短期間で人間の健康に危険を及ぼす食品のみに適用すべきと明示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞味期限 (DDM)、消費期限 (DLC) ※FIC規則に準ずる</li> <li>・賞味期限は、「同日付以降も消費可能」の文言を併記可能。</li> <li>・Use Byは短期間で人間の健康に危険を及ぼす食品のみに適用すべきと明示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費期限 : 表示された保存方法で保存する場合、摂取しても安全性に問題がない期限。</li> <li>・2023年は制度の移行期間に当たる。</li> <li>・加工食品の9割は消費期限の表示対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞味期限<sup>2</sup> : おいしく食べることができる期限。この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではない。</li> <li>・消費期限<sup>2</sup> : 期限を過ぎたら食べない方がよい期限。</li> </ul>
期限の設定方法/安全係数の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国レベルでは、方法論への具体的な明示はない。(事業者に一任)</li> <li>・行政・業界のいずれからも、安全係数やその数値に関する情報は見られない。 ※流通環境等を考慮すべき旨の言及に留まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUとして、方法論への統一的な規定はない。</li> <li>・安全係数やその数値に関する情報は見られない。 ※流通環境等を考慮すべき旨の言及に留まる。(欧州食品安全機構の科学的意見書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・業界団体のガイドランスにて、方法論の枠組みを明示。(流通環境等を考慮すべき旨等)</li> <li>・安全係数は法的要件ではない。同様の概念に関する事例として、約75%、約85%の報告があり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国レベルで、方法論への具体的な明示はない。(事業者に一任)</li> <li>・安全係数は確認されなかったが、事業者が余裕を持った期限の設定をしていることが実態として確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な設定方法として、以下の考え方を明示。 [消費期限] = [品質安全限界期間] × [安全係数(※)] ※80~90%を例示</li> <li>・移行措置として、国が参照可能な実験結果を公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、「食品の特性に応じ、設定された期限」×「安全係数(1未満の係数)」の乗算により、設定する。ただし、義務的な定めではなく、業界団体の基準を採用する事例等あり<sup>1</sup>。</li> <li>・賞味期限の安全係数には、0.8以上を目安として推奨<sup>3</sup>。</li> </ul>

## 7. 諸外国の法制度のまとめ (2/2)

図表 諸外国の期限表示に関する法制度の整理表 (2/2)

項目	アメリカ	EU	イギリス	フランス	韓国	日本
<b>表示期限を過ぎた食品の取扱い</b> ※品質に関する期限については、腐敗の兆候等が無い場合に限る	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質に関する期限：               <ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針として、期限を過ぎた食品は寄附可能と明示。ただし、法的な明示ではない。</li> <li>州単位では、推奨/禁止は異なる。MS州では賞味期限を過ぎた食品について、所定の条件下では寄附が可能であり、民事責任の免除も認めている。</li> <li>各フードバンクで最終的に取扱いの判断がされている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賞味期限：期限を過ぎた食品も所定の条件下では寄附が可能であると規定。(超過の旨を明示的に示す責任があると、ガイドラインで整理されている。)</li> <li>消費期限：期限を過ぎた食品は安全ではなく、食品事業者による取扱いは禁止されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賞味期限：期限を過ぎた食品も所定の条件下では寄附可能であると規定。また、余剰食品の再流通の促進に向け、必要な手順等をガイドで整備しており、合意書例や、「賞味期限を過ぎて、許容可能な期間」の目安を整備している。</li> <li>消費期限：期限前に冷凍された食品は期限表示を貼替えることで、寄附可能。(賞味期限も同様。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律にて、小売店等に売れ残り食品や、賞味期限を過ぎた食品の廃棄を禁止し、寄附を斡旋。</li> <li>フードバンクが「衛生慣行に関するガイド」を策定し、賞味期限後の配布可能期間の目安を整備。</li> <li>国が食品寄附のためのモデル契約書を整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費期限：食品寄附・小売店共に、期限を過ぎた食品の取扱いを認めていない。(改正前においても、流通期限を過ぎた食品の取扱いを認めていない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賞味期限：期限を過ぎたことで直ちに衛生上の問題は生じないが、賞味期限内に販売することが望まれる<sup>3</sup>。多くのフードバンクでは、賞味期限まで1か月以上ある食品の寄附を受け付けている<sup>4</sup>。</li> <li>消費期限：期限を過ぎた食品を販売することは厳に慎むべき<sup>3</sup>。</li> </ul>
<b>期限表示の認知度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質に関する期限を、同内容で認識する割合：62～70%</li> <li>安全性に関する表示を、同内容で認識する割合：42～54%</li> <li>※消費者アンケート (n=1,029、2016年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期限表示の意味を正しく回答できた割合：賞味期限…47% 消費期限…40%</li> <li>※消費者アンケート (n=26,601、2015年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期限表示の意味を正しく回答できた割合：賞味期限…77% 消費期限…56%</li> <li>※消費者アンケート (各n=1,012、2021年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費時に、日付に付随する期限の文言を確認する割合：常に確認 …37% ときどき確認…32% 確認しない…31%</li> <li>※消費者アンケート (n=1,007、2022年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通期限を少し過ぎた食品でも、食べるのには問題ない：83.3% (同意率)</li> <li>※消費者アンケート (n=1,000、2022年)</li> <li>※改正前の期限表示 (流通期限) に関する調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賞味期限・消費期限について、よく／ある程度理解している：78.0%</li> <li>※消費者アンケート (n=5,000、2022年)</li> <li>※令和4年度消費生活意識調査(第2回)の結果<sup>5</sup></li> </ul>

(日本の出所)

- 厚生労働省、農林水産省「食品の期限表示の設定のためのガイドライン (平成17年2月)」
- 消費者庁「食品の期限表示」
- 消費者庁「食品表示基準Q&A (平成27年3月、令和5年6月29日最終改正)」
- 農林水産省委託調査「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク実態調査事業 報告書 (令和2年3月)」
- 消費者庁「令和4年度第2回消費生活意識調査結果について (令和4年10月6日)」

令和5年度消費者庁請負業務  
「諸外国における食品の期限表示制度及び普及啓発に関する調査業務」報告書（概要版）

発注者 : 消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室  
請負者 : 東京都港区虎ノ門五丁目1-1番2号  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
監修者 : 日本女子大学 家政学部 家政経済学科 小林 富雄 教授  
日本大学 生物資源科学部 食品ビジネス学科 清水 みゆき 教授  
調査期間 : 2023年4月3日～2023年12月22日

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料  
【Aランク】のみを用いて作製しています。